

第六回国会 厚生委員会 議 録 第四号

昭和二十四年十一月十六日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 堀川 恭平君

理事 青柳 一郎君 理事 大石 武一君

理事 中川 俊思君 理事 松永 佛骨君

理事 岡 良一君 理事 荻田アサノ君

高橋 等君 幡谷仙次郎君

丸山 直友君 亘 四郎君

堤 ツルヨ君 川崎 秀二君

伊藤 憲一君

委員外の出席者

厚生事務官 久下 勝次君

厚生技官 三木 行治君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

十一月十日

無縁故引揚者用住宅建設費全額国庫負担の請願(宇野秀次郎君紹介)(第五号)

同月十五日

和歌浦、紀三井寺地区を国立公園に追加指定の請願(今村長太郎君紹介)(第二八四号)

桜島、指宿、開聞及び屋久島一帯を国立公園に指定の請願(床次徳二君紹介)(第二九二号)

遺族の援護対策確立に関する請願(吉川久衛君紹介)(第二九四号)

身体障害者福祉法制定促進の請願(青柳一郎君紹介)(第三〇八号)

看護行政の強化並びに看護業務者の福祉法制定の請願(吉田省三君紹介)(第三九〇号)

国民健康保険事業費全額国庫負担の請願(吉川久衛君紹介)(第三九七号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十四日

生活保護制度の改善強化に関する陳情書(社会保険制度審議会長大内兵衛)(第一〇七号)

遺族援護強化に関する陳情書外五十一件(大分県宇佐郡高家村下高家九百六十五番地山中忠之外三百五十五名)(第一一五号)

消費生活協同組合法一部改正の陳情書(山口市山口県副知事小澤太郎)(第一三六号)

志布志町に国立結核療養所設置の陳情書(鹿児島県薩摩郡町村会長中島善次外十一名)(第一五三三号)

国民健康保険事業に関する陳情書(熊本県上益城郡白糸村長高村尚道)(第一五四号)

国民健康保険の運営強化に関する陳情書(青森県保険課内青森県国民健康保険団体連合会理事長福士永郎)(第一六九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

小委員及び小委員長選任に関する件

国際観光ホテル整備法案の起草申入れに関する件

医療制度に関する件

○堀川委員長 これより会議を開きます

本日はまず前会において保留いたした

ておりました社会事業振興に関する小委員及び小委員長の指名をいたすことにいたします。まず小委員には

青柳 一郎君 大石 武一君

今泉 貞雄君 中川 俊思君

松永 佛骨君 亘 四郎君

堤 ツルヨ君 川崎 秀二君

荻田アサノ君 金子與重郎君

の十名といたしまして、小委員長には

松永佛骨君を指名いたすことにいたします。御了承を願いたいと存じます。

○堀川委員長 次に国際観光ホテル整備法案に関する申入れの件を議題といたします。本件に關しまして前回の委員会理事に一任を願つておりましたので、昨日理事会を開いたのであります。その結果本案に關しましては、厚生委員会として観光事業振興方策樹立特別委員会に申入れをなすことに決定いたしました次第であります。その申入れにつきましてはお手元に配布いたしましたとおりです。本文の朗読を川井専門員にいたさせます。

(川井専門員朗読)

国際観光ホテル整備法案に関する申入れ事項

本月 日観光事業振興方策樹立特別委員長より厚生委員長に対し、同委員会において審議中の国際観光ホテル整備法案が送付されたが、厚生委員会においては、その重要性にかんがみ慎重

審議の結果、貴委員会に対し次のごとき意見を申し入れその再考を促す次第である。主として外客誘致の見地から国際観光ホテルを整備し、これが助成をはかることは、将来平和国家、文化国家として立ち行かんとするわが国策の上より、適切なものであることは多言を要せぬところであり、厚生委員会においても、この根本方針に対しては異議を唱えるものではない、しかしながら本法案の内容をばさばさに検討するときは、厚生行政上の見地からしてにわかに賛意を表することができぬものがあり、厚生委員会としては本法案につき左の諸点において異見を申し述べざるを得ないのである。

第一は、本法案は、大規模かつ高級のホテル、旅館のみに対して免税、資材のあつせん等の厚い保護を加えようとしておるが、かくては日本の旅館業全般に関する発展向上に支障を及ぼすおそれがあるといわねばならぬ。

従来は、特定の旅館だけが、連合軍要員の利用に供されてきたが、今般九月二十三日総司令部回状第二十三号、一般人規則の公布によつて、占領軍要員は、特に立入禁止の指示のない限り、すべての日本のホテル、旅館を利用することを許可されたのである。従つて旅館業に対する指導取締りは、日本の旅館業全般としてこれが発展向上をはかる点に主眼を置くべきであるにかかわらず、一部特殊のもの、助長育成に終るべきときおそれある法案の制定は大いに戒心を要するものと認める。

第二に、現在ホテル、旅館については、公衆衛生の見地から、旅館業法が制定されており、これに基づいて各都道府県でホテル旅館の構造設備に関する基準を定め、これに基づき衛生部に配置された環境衛生監視員(全国に約千六百八人)が指導監督を行つてゐる。ところが本法案によれば、運輸大臣は、運輸省関係の地方出先機関を使用して、ホテル、旅館の経営者に対して、「施設又は経営の改善に關し勧告すること」ができることとなつており、その中には、「登録基準」となつてゐる「衛生基準」も当然含まれておるから、ここに衛生面の指導取締りが二方面からなされる結果となり、公衆衛生の向上発展をはかるべき厚生行政をいたすに混乱させるのみならず、届出報告等の手続も二方面に対して行わなければならないため、旅館業自体としても、これら手続に煩わされ、その真の発展と幾多の支障を招くのである。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

第三は、国立公園内に設けられるホテル、旅館は、旅館業法の適用を受けるとともに、さらに国立公園計画に基く国立公園事業の重要な一環として、国立公園法に基く指導監督が行われてゐるのであるが、他面厚生省設置法に基き国立公園内の観光事業の指導育成と利用施設の整備改善をはかることは厚生行政として行われることに確定されておる、これは、経済安定本部の資材の配分決定についても対日援助見返資金の配分についても認められてゐる。

ところである。しかるに本法案のように、観光はすべて運輸省が所管し、国立公園内における、ホテル、旅館についても指導監督するというにないれば、運輸大臣の行為によつて国立公園行政が干渉感ぜられる結果となる。

右と同じ理由により温泉地内に設けられたホテル、旅館についても、厚生行政としての指導取締りの一元性が乱される結果を免れぬものである。

以上述べた諸点のみを考へてみても、この法案は、せつかく厚生行政として公衆衛生的見地から一元的指導監督が行われて来た部面に対して、不必要に、新たな紛議を招来するものであつて、官庁間の権限問題に關して世論のやかましき今日、厚生委員会としては、賛同し得ざるものであり、これらの諸点に關して貴委員會の慎重なる熟考を求め次第である。

昭和二十四年 月 日

厚生委員長 堀川 恭平
觀光事業振興方策
樹立特別委員長
栗山長次郎殿

堀川委員長 今専門員から読み上げましたこの申入れ文に對しまして、何か御意見はありませんでしょうか。

○伊藤(憲)委員 大体この意見書に關して異議はないのでありますけれども、二ページの「第一は、本法案は、大規模且つ高級のホテル、旅館のみに對して免税、資金資材のあつせん」云々というのがありますけれども、私どもとしてはこういう表現でなしに、實際上登録税、家屋税等を免除し、あるいは半減して地方財政を圧迫して混乱せしめる、こういうように明確に改めること、それからもう一つは輸入税

を免除する。これは法案の第七條、八條に規定されておりますけれども、結局のところ免税して国内の産業を圧迫する結果になるわけですね。こういう見地から私どもとしては反對したいので、そういうことをこの意見書の中に明記されるか、もし皆さんの御賛同がなかつたならば、われ／＼の少数意見としてこういう意見があつたということとを附記していただきたい。

○堀川委員長 伊藤委員は、これの文句をかえろとおっしゃるのですか。

○伊藤(憲)委員 かえることに對して皆さんの御賛同がなければ、少数意見としてこういう見地からも反對があつた……

○堀川委員長 ほかには御意見はありませんか。

○堀川委員長 本厚生委員会として意見書を提出しようとするのであります、その内容につきまして、私は厚生委員会本来の目的からはずれたことに對して意見をを入れることはどうかと考へるのであります。従いましてむしろ厚生委員会としては、この法案の考へ方自体には賛意を表するけれども、旅館業法、あるいはその中の衛生基準、ホテル基準等につきましても、すでに厚生省所管の行政上の事務として取扱われて来ておるのでありますから、この際觀光特別委員会の方において、これを運輸省所管にしなければならぬというところは、行政の二元化になりまして、その結果非常に混乱を導き、また手続の煩瑣を来すという点を強調して、從來から旅館業法並びにホテル基準というようものがすでに厚生省の

行政としてあるのでありますから、これは一種の、そうしたものの特例として取扱うという意味で、当然これは厚生省の行政の中に含まるべき筋合いのものであるという点を主張して意見書とした方が一番適當ではないか、こう考へるのであります。

○堀川委員長 ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○堀川委員長 速記を始めてください。

ただいま専門員から読み上げました國際觀光ホテル整備法案に對する申入れ事項というこの文案を申し入れることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡(良)委員 この申し入れを、もし向うが受取つて、これを不問に附されれば、われ／＼としても立場がいろいろありますが、どうか合同審議というふうな形をとつていただいて、われ／＼としての反對の理由をいろいろ申し述べ、機会をつくつていただきたいと思います。

○堀川委員長 かしこまりました。さういふことはからいたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 それではさういふことからうことに決定いたしました。

○堀川委員長 何かほかにお聞きになることがありましたら、御質疑願います。

○堀川委員長 何かほかにお聞きになることがありましたら、御質疑願います。

○堀川委員長 それでは最初に公衆衛生局長がおいでになりますから、実は先

日江古田の生活協同組合家庭会を代表いたしましたして、大勢の婦人の方々が議會に陳情に見えたのであります、その中に非常に食糧の配給計画が悪いというところについても伺つたのであります。食糧の配給計画は直接農林省の問題でありますけれども、しかし公衆衛生局の立場からしても、こういう問題について無関心であつてはならないと思ふので、公衆衛生局長の方からその問題についてぜひお願いしたいと思ふので、その実情について一部分を私は申し上げて、さうして御返答を得たいと思ひます。

それは今年の九月になりましたから、九月の末の家庭配給の状況を申し上げますと、輸入食糧の非常に乏しいので、多量に食糧が四日分配給になつて、その次にいよいよ六日分配給になり、その次に穀粉めんが三日分統いて配給になつた。ところがその輸入食糧の不足といふのは、そのままで食ふと子供がすぐに下痢を起して食ふべからぬ。それからいふのは、まだ食ふべからぬものでもないのがまんするとして、そのあとに米の穀粉めんは、一日分がたつた一回分の食糧にも足りないくらいに分量であつて、その上に砂がまじつておる。しかもその値段はお米の一日分よりもずっと高いものをとつておる、こういう状態では、とても現在のやうな非常に苦しい生計の中で、家庭の食物をととのえておる主婦としてはだまつておるわけには行かないので、こういうふうなことに對してはどうか善処してもらいたい、こういう訴えがあつたわけなんです。これは公衆衛生というやうな見地から、ひとつ公衆衛生局長におかれましては何とかこれ

についての御処置をお願いしたい、かように考へましてこの委員會で問題を持ち出したわけでありませうけれども、これについての御答弁をお願いいたします。

○三木説明員 食糧の配給計画が適當でないということ、それから病院における特殊性というものを考へるといふ御質疑であります、御意見の通りであります、食糧の配給につきましましては、私どもも始終農林省當局と連絡をとつておるのであります。しかし具體的な問題は、やはり都道府県の現場の問題になりますので、現場の衛生部の榮養課の關係と、それから食糧配給當局とがよく連絡をとりまして、ただいま御指摘になりましたやうな、代用食ばかりが続かないやうな、ことにつましましては、始終申入れをして連絡をとつております。ただそれがうまく参りませんのは、要するにストックがなくてやりくりがつかない。到着順に配給せざるを得ないやうな実情であります。その点につきましては私どももまことに申訳ないと思つておりますけれども、また農林省當局だけ責めるといふわけでもありませんので、両省で食糧の榮養の審議會というものをつくりまして、大づかみの議論はいたして始終連絡をつけております。なお今後その方面に努力をいたしたいと思つております。

なお病院につきましては、特に病院給食というものをやつております。療養所においては、やはり予算の關係もありましてやうな制約も受けるのであります、しかし一般配給の面と、それから病院の加配のものと両方が行くやうになつております。従つて一般

家庭よりも当然に多く行つております。ただこの場合におきましては、病院についてはなるべく代用食等はやらないといふことの話し合いができております。事実ストックがないというような場合には、ただいま御指摘になりまして、そういう代用食が病院にも参るといふ、私どもが意外だと思ふような結果がとき／＼あるものであります。その点につきましても今後十分連絡をしてやつて行きたい、かように考えている次第であります。

○荊田委員 配給所の方では、一ヶ月分の食糧を前もつてストックしていただければ、順調な、いい配給はできると言つてゐるようであります。そういう点につきましても、公衆衛生局長の方からできるだけの御助力をお願いしたい、かように考えております。

○三木説明員 その点につきましても、まづ同感でございます。一層強力に農林省の方に交渉することにしたします。

なお先ほど言ひ落したのであります。が、輸入食糧につきましては、輸入食糧の指導講習会をやつております。従つて病院等につきましても、輸入食糧のうち特に日本人にふなれなものはなるべくやらさないようにしてあります。病院の栄養士を全部受講せしめるということはやつておりませんけれども、しかし大きい療養所の栄養士は大体講習を聞くといふことになつております。従ひましてそういう点につきましても、私どもといたしまして、従来から気をつけておるといふことをこの際つけ加えておきます。

○荊田委員 もう一言です。今食糧の指導というやうなことをおつしやつた

のですけれども、たとえば澱粉めんの指導なんかをいたしますと、これはしたけや牛肉と一緒に食べるといふという指導があるやうですけれども、そういうことは一般家庭にはとてもできないことなので、実際に即した指導をやつていただきますやうに、またそういうものが米の一日分よりも高いやうな、しかも内容から言へば一食分の食糧しかないものをやういふ価格で配給するといふことも、これは所管が違ふかもしれないが、あなたの方からもひとつ問題として出していただきたい、かういふふうに思ひます。

○伊藤(憲)委員 久下医務局長にお伺ひいたします。これは養病院の首切りに関連してありますが、このことについては荊田委員から先般の委員会で質問されたのですが、九月五日に十三名の職員に対して首切りをやつて、九月十一日に委員長及び組合、患者の代表が来て辞令を返上した。その後において大塚事務官はか一名が養病院に十七日間滞りして、いろ／＼なことをやつて来たわけでありませう。早い話が警察官を呼んで患者を強制退院をせしめたり、組合をぶつつぶしたりして来た。しかし大塚事務官に聞くと何もやらないと言ふ。しからば十七日間滞りして何をやつて来たかといふ報告書があるやうに、報告書を見せてもらいたいのと言つたら、そういう報告書は久下次長のところにはないといふ話であつた。そういうばかなことはないから、その報告書をおれ／＼に見せてもらいたい。十七日間もいて何も見ないといふばかな話はないので、見せてもらいたい。われ／＼が二日の日に言つて、七日までに出来るか出せないか返事を

してもらいたいと言つたことに對して、七日の日までに返事をくれるといふ話であつた。ところが、これについては報告を差上げないことにきまりましたからといふ話です。われ／＼は国民の代表として厚生委員になつて、こゝういふことに對して質問してあるいは法律的手続の上に欠陥があるかどうか知らないけれども、もしそういうことに對して返事ができないと言ふのなら、私はあらためて委員会において、十七日間大塚事務官は何をして来たか。本人は何もしないと言つてゐる。十七日間もおつて、十七日間におつて旅費はもちろんだ宿泊料もとつて、そうして病院の内部の人たちに聞くと、おれは大臣のかかりに来たんだからこんな飯を食ふのかと言つて、病院で出した飯を食ふな、特別食を出しておつた、こゝういふ話があるので、これに對して、十七日間何をしておつたかといふことを私はお伺ひしたい。

○久下説明員 養病院に大塚事務官はか二名が出張いたしました。行政整理に伴いますあとの始末につきましても、いろ／＼処置をいたしましたことはお話の通りでございます。この間何をしておつたかといふお尋ねでございますが、私どもは出張を命じました場合に、書面の報告を出させます場合と、口頭報告を出させます場合と二つの場合があるのでございます。大塚事務官はか二名、合計三名の者が参りました出張報告につきましても、口頭をもつて報告を受けました。私どもとしては、これをもちつて本人の報告は終つたものと理解をいたしておるのでございます。私どもの承知いたしております

る限りにおきましては、十七日間の出張の間、何もしていないといふことはないのではありません。特に大塚事務官のほかに技官を一名派遣をいたしましたのは、たゞ／＼あの病院のレントゲン技師が行政整理の対象になつておりましたので、療養所の運営上、この種の技師がおらないことによりまして、患者の療養にさしつかえがあると、技官も派遣いたしましたわけでありませう。それらの処置をいたしましたし、またたゞ／＼当該病院におきましては、御指摘のやうに、結果において一名強制退院のやうなことになるやうな強制退院のやうなことをなつておりますけれども、事實は四人の医者が退去の病歴その他を判定いたしました。療養所における療養の必要がない者という認定をいたしました。退院をしてもらつたのであります。そういうやうな処置もいたしましたし、また今後それらの職員が療養所を去りましたあとのいろ／＼な病院の運営上のことにつきましても、打合せ、指示をいたして参つたのでございます。もともとこの養病院という療養所は、前にも本委員会においていろ／＼御指摘がございましたやうに、私どももまたその当時、これがある程度容認いたしておりますやうに、事務的な点その他におきまして、まだ十分に指導が徹底しておらないやうな点があつたのであります。それらの点につきましても、前会本委員会の御注意もございました。ある程度の措置を講じ、私どもの方から事務担当者を出しまして、事務運営上のやり方なり、組織なりにつきまして、指示をして相当程度改善をされたとは思つておるのでありますけれども

も、その辺の不安もまだ十分去つておりませんので、さらに一層そうした事務能力の点等を改善をいたしますことを指示する等、いろ／＼な方面に各般の養病院の問題につきましても、必要な措置をとりますために滞在をいたしましたのであります。私どもの承知します限りにおきましては、さやうな意味合いにおきまして、本人の出張の期間中何もしないといふことではないと理解をしておるのであります。

○伊藤(憲)委員 病院の中で何を行つたかどうかといふことについては、あとで荊田委員から質問があると思ふのでありますけれども、十七日間も出張したものに對して、口頭をもつて報告を受ける、そのやうなお座なりなことが厚生省あるいは医務局でもつて一般的に行われておるとすると、これは重大な問題だと思ふ。この厚生省の役人に拂つておるものは、われ／＼の税金で拂つておるものである。それを十七日間も行つたのを口頭でもつて報告を受けたのだから、實際上そんな必要があつたのかどうかかわらないと思ふ。現に次長はそういうことをおつしやいますけれども、この間委員会の終了後、一委員會の時間に制約を受けましたので、終了後私的のやうなかつこで質問したのに対して、何もありません、何もありませんといふ返事を、終始一貫二時間にわたつて荊田委員に對してやつておつたわけですね。これに對して私は、どうしても文書で報告してもらいたい。大塚事務官なる男は方々の病院でこゝういふことをやつておるのであつて、文書の報告を出せるか、出せないかといふことを久下次長にお伺ひしたい。

○久下説明員 文書の報告につきましては、厚生省の方へ先般直接お越しになりまして、そういう御注文をいたしておつたのであります。私どもはこの点につきましては内部におきまして、いろいろと相談をいたしました結果、先ほどお話のように、本月七日に口頭で御返事を申し上げておるのであります。実は出張報告書につきましては、もちろん私どもは、場合によりましては書面の報告を求めるともあるものであります。出張の報告というものは、私どもの相談いたしました結果といたしましては、あくまでも内部的の出張者が上司に対する復命書でございまして、内部的のものと理解いたしておるのであります。これらの具体的内容につきましては、御指摘なり、御質問なりがございまして、私ども責任の立場におります者がお答え申し上げる筋合いであるべきであらうと考へるのであります。先般のようなお答えを申し上げたのであります。もちろん国会法の定める成規の手続によりまして、国会からの御要求がございまして、これは別問題でございまして、先般一応直接お越しいただきましてお話をいたしました点につきましては、以上のような考へ方から出張復命書をそのまま差上げるということではできないということを申し上げたのであります。なお重ねて本日のお尋ねでございまして、今申し上げましたように、成規の手続を経ましての御要求でございまして、もちろん私どもとして当然差出さなければならぬのであります。かように考へておる次第であります。

○伊藤(憲)委員 それでは大塚事務官がそういうことをやつた、十七日間も滞在したということについて非常に疑義があるの、次長がそういうことを言われるならば、成規の手続をとつて報告書をあとで出してもらいたいと思ひます。

○久下説明員 私どもは口頭報告と文書の報告と、実質上その差別を考へておらないのでございまして。むしろ問題の重要な場合には、直接口頭をもつて報告をさせる。さらに私どもの立場からいろいろ質問したりして、そうして本人のやりました処置について適正であるかどうか判断するのむしろよい場合もあるというくらいに考へておるのであります。文書の報告と口頭の報告については、さような意味合いにおいては、別段実質上取扱いを異にして考へておらないのであります。大塚事務官はか二名の者が出張いたしました報告については、いろいろこの問題は影響するところも大きい問題であります。また他の療養所の問題にも影響することでありまして、私どもとしてはむしろ私どもから求め呼び出して、口頭をもつて報告を受けまして、それで事柄を了承いたしましたのであります。

○伊藤(憲)委員 これはわれ／＼がたまたま知り得た一つの事件ですけれども、厚生省の予算というものはそういう方法で使われておるといふと、一昨日東京新聞にも結核に対する国家支出が非常に少いというようなことをGHQの当局者が言つておられますので、その少い支出をそういう方法でもつて支出されたのではたまたまつたものではない。重ねてお伺いしますけれども、そういう方法でこの予算を支出しておつて、会計検査院が検査に来た場合それでパスしておるのですか。

○久下説明員 会計検査の問題は、まだ本年度の問題にはなれておりませんので、どういふような判断が下されまつか、わかりませんけれども、いずれ後に会計検査があるかと思ひます。さうな場合には、もちろん私どもとしては、私の今申し上げたような趣旨の説明をいたすつもりでございまして、了承を得ませんでしたら、これは会計検査院が措置をとられるまでのこととございまして、私が、私どもとしては、従来のやり方は以上申し上げたようなこととで取扱いをいたしておりますので、別段そのことが予算の執行上違法である、あるいは不当であるといふふうには考へておらない次第であります。

○伊藤(憲)委員 重ねてお伺いします。が、本年度の問題でなくて、久下次長のお話によりまして、従来も厚生省では、少くとも医務局においては、出張したことに對する報告は、あなた方上司の主観でもつて、口頭でもよろしいし文書でもよろしい、そういうようなルーズな支出をしておつたといううな答弁があつたわけですから、従来そういうことがなされておつたとしたならば、それが對して会計検査院で監査に来た場合にパスしたかどうかをお聞きしたい。

○久下説明員 先ほど申し上げましたように、過去におきまして出張の結果の報告を口頭でやりまして場合と、文書でやりまして場合とございまして、これにつきましては、私どもの知る限りにおいては、会計検査の場合に会計検査院から指摘を受けたことはございせん。

○田田委員 ただいまの久下次長の御返答を聞いておきますと、大塚事務官から次長に対する御報告は、確かに十七日間をとおつて、そしてそれだけの費用を使つて、それだけの仕事があつたといふような認定ができるような報告をなさつたように聞かれるのであり

ます。ところが私は厚生委員会において聞こうとしたのでありますけれども、時間の制約があつて、委員長もそれを希望されたものですから、時間外に、いわば厚生委員会の延長の形でつてその報告をお伺いしましたところ、先ほど委員長からお話になりましたように、たいしたことにはなかつたのだという御返答一点ばかりでもつて、詳しい御報告がなかつたわけなのです。しかも二時間わたつてそういう状態であつたので、私が、それでは十七日間もつて、国の費用を使つて一休何をして来たのですかと聞きましたところ、が、同席しておりました厚生省の職員の方が、みな声をそろえて笑われたやうな、そういう事情であつたと思ふのです。これはほんとうにそれだけの報告を医務局長にしておられたとするならば、これは厚生委員会に対する厚生省の高級官僚の非常な軽視であると私は考へるのであります。これは一田田が御聞きしたわけじゃなくて、国民の代表として厚生行政に対する監督なり、あるいは心理を聞かんとしたところの委員が検討したことに對してそういう状態であることを、次長は御存じでありながらそれに対して何らの警告もされなさい。これは私がこの前に個人的に申し上げたときにもわかつておるわけなのです。こういう状態がもしも従来の厚生省内、特に医務局の中で行われたとするならば、これは私は大きな問題だと思ふのです。これは以前の翼賛議会の当時は、そういう状態でも議院に勤めておられたかもしれませぬけれども、今日そういうふうなことはとうてい許されなかつたと思ふのです。これに對して私は医務局長の責任ある上司としてのこ

從來にあつては文書によつてすべてやつたのだが、今度の場合は特例であるといふならばそれでよろしい。ただわれわれの社会通念や、われ／＼の経験から言つて、十七日間はおろか一日市内を出張したにしても、どこからどこまでバスに乗つて、どこからどこまで電車に乗つて、それで幾ら／＼金がかつて、どこで弁当を食つて幾ら／＼かかりました、お客さんにお茶を御馳走して幾ら／＼かかつた、そういう報告がなければ金は支出されない。これは民間会社にあつてはしかり、いんや国民の税金を支出している医務局において、そういうルーズなことをなされておつて、今までそれが通つて来たとしたならば、それは重大問題だと思ふ。だから、過去においてそういうことがあつた場合にもそれはパスしておつたのであるかどうか、また今までは文書でもつて報告しておつたのだが、今回に限り、特に大塚事務官が特命を受けてやつたのだから口頭でやつたのかどうか、それをお伺いしたい。

○久下説明員 先ほど申し上げましたように、過去におきまして出張の結果の報告を口頭でやりまして場合と、文書でやりまして場合とございまして、これにつきましては、私どもの知る限りにおいては、会計検査の場合に会計検査院から指摘を受けたことはございせん。

○田田委員 ただいまの久下次長の御返答を聞いておきますと、大塚事務官から次長に対する御報告は、確かに十七日間をとおつて、そしてそれだけの費用を使つて、それだけの仕事があつたといふような認定ができるような報告をなさつたように聞かれるのであり

ます。ところが私は厚生委員会において聞こうとしたのでありますけれども、時間の制約があつて、委員長もそれを希望されたものですから、時間外に、いわば厚生委員会の延長の形でつてその報告をお伺いしましたところ、先ほど委員長からお話になりましたように、たいしたことにはなかつたのだという御返答一点ばかりでもつて、詳しい御報告がなかつたわけなのです。しかも二時間わたつてそういう状態であつたので、私が、それでは十七日間もつて、国の費用を使つて一休何をして来たのですかと聞きましたところ、が、同席しておりました厚生省の職員の方が、みな声をそろえて笑われたやうな、そういう事情であつたと思ふのです。これはほんとうにそれだけの報告を医務局長にしておられたとするならば、これは厚生委員会に対する厚生省の高級官僚の非常な軽視であると私は考へるのであります。これは一田田が御聞きしたわけじゃなくて、国民の代表として厚生行政に対する監督なり、あるいは心理を聞かんとしたところの委員が検討したことに對してそういう状態であることを、次長は御存じでありながらそれに対して何らの警告もされなさい。これは私がこの前に個人的に申し上げたときにもわかつておるわけなのです。こういう状態がもしも従来の厚生省内、特に医務局の中で行われたとするならば、これは私は大きな問題だと思ふのです。これは以前の翼賛議会の当時は、そういう状態でも議院に勤めておられたかもしれませぬけれども、今日そういうふうなことはとうてい許されなかつたと思ふのです。これに對して私は医務局長の責任ある上司としてのこ

ます。ところが私は厚生委員会において聞こうとしたのでありますけれども、時間の制約があつて、委員長もそれを希望されたものですから、時間外に、いわば厚生委員会の延長の形でつてその報告をお伺いしましたところ、先ほど委員長からお話になりましたように、たいしたことにはなかつたのだという御返答一点ばかりでもつて、詳しい御報告がなかつたわけなのです。しかも二時間わたつてそういう状態であつたので、私が、それでは十七日間もつて、国の費用を使つて一休何をして来たのですかと聞きましたところ、が、同席しておりました厚生省の職員の方が、みな声をそろえて笑われたやうな、そういう事情であつたと思ふのです。これはほんとうにそれだけの報告を医務局長にしておられたとするならば、これは厚生委員会に対する厚生省の高級官僚の非常な軽視であると私は考へるのであります。これは一田田が御聞きしたわけじゃなくて、国民の代表として厚生行政に対する監督なり、あるいは心理を聞かんとしたところの委員が検討したことに對してそういう状態であることを、次長は御存じでありながらそれに対して何らの警告もされなさい。これは私がこの前に個人的に申し上げたときにもわかつておるわけなのです。こういう状態がもしも従来の厚生省内、特に医務局の中で行われたとするならば、これは私は大きな問題だと思ふのです。これは以前の翼賛議会の当時は、そういう状態でも議院に勤めておられたかもしれませぬけれども、今日そういうふうなことはとうてい許されなかつたと思ふのです。これに對して私は医務局長の責任ある上司としてのこ

ます。ところが私は厚生委員会において聞こうとしたのでありますけれども、時間の制約があつて、委員長もそれを希望されたものですから、時間外に、いわば厚生委員会の延長の形でつてその報告をお伺いしましたところ、先ほど委員長からお話になりましたように、たいしたことにはなかつたのだという御返答一点ばかりでもつて、詳しい御報告がなかつたわけなのです。しかも二時間わたつてそういう状態であつたので、私が、それでは十七日間もつて、国の費用を使つて一休何をして来たのですかと聞きましたところ、が、同席しておりました厚生省の職員の方が、みな声をそろえて笑われたやうな、そういう事情であつたと思ふのです。これはほんとうにそれだけの報告を医務局長にしておられたとするならば、これは厚生委員会に対する厚生省の高級官僚の非常な軽視であると私は考へるのであります。これは一田田が御聞きしたわけじゃなくて、国民の代表として厚生行政に対する監督なり、あるいは心理を聞かんとしたところの委員が検討したことに對してそういう状態であることを、次長は御存じでありながらそれに対して何らの警告もされなさい。これは私がこの前に個人的に申し上げたときにもわかつておるわけなのです。こういう状態がもしも従来の厚生省内、特に医務局の中で行われたとするならば、これは私は大きな問題だと思ふのです。これは以前の翼賛議会の当時は、そういう状態でも議院に勤めておられたかもしれませぬけれども、今日そういうふうなことはとうてい許されなかつたと思ふのです。これに對して私は医務局長の責任ある上司としてのこ

ます。ところが私は厚生委員会において聞こうとしたのでありますけれども、時間の制約があつて、委員長もそれを希望されたものですから、時間外に、いわば厚生委員会の延長の形でつてその報告をお伺いしましたところ、先ほど委員長からお話になりましたように、たいしたことにはなかつたのだという御返答一点ばかりでもつて、詳しい御報告がなかつたわけなのです。しかも二時間わたつてそういう状態であつたので、私が、それでは十七日間もつて、国の費用を使つて一休何をして来たのですかと聞きましたところ、が、同席しておりました厚生省の職員の方が、みな声をそろえて笑われたやうな、そういう事情であつたと思ふのです。これはほんとうにそれだけの報告を医務局長にしておられたとするならば、これは厚生委員会に対する厚生省の高級官僚の非常な軽視であると私は考へるのであります。これは一田田が御聞きしたわけじゃなくて、国民の代表として厚生行政に対する監督なり、あるいは心理を聞かんとしたところの委員が検討したことに對してそういう状態であることを、次長は御存じでありながらそれに対して何らの警告もされなさい。これは私がこの前に個人的に申し上げたときにもわかつておるわけなのです。こういう状態がもしも従来の厚生省内、特に医務局の中で行われたとするならば、これは私は大きな問題だと思ふのです。これは以前の翼賛議会の当時は、そういう状態でも議院に勤めておられたかもしれませぬけれども、今日そういうふうなことはとうてい許されなかつたと思ふのです。これに對して私は医務局長の責任ある上司としてのこ

○久下説明員 大塚事務官が先般厚生委員会の散会のあとで、荻田委員に御説明した結果、何もなしという答弁をしたということにつきましては、私もあとから聞きまして、本人に聞いただったのであります。十七日問何もしなかつたというような答弁をしたそうだが、という意味で聞いたとしてみておるのでありますが、それは私自身が申し上げているように、医務局長と二人で本人及び同行者の報告を聞きまして際に得ました印象なり、先ほど申しました認識とも違っておりますので問いだしたのでありますが、本人の申しますには、何もしなかつたという意味で申し上げたのではなくて、いろいろとお尋ねの中に、こういうことをしたそうだがこれは問題じゃないか、あるいはそういうふうな意味合いのお尋ねに対して、いや別にそういうことは問題になりませんでしたというようなことをたび／＼お答えをしただけである、十七日問何もしないでおつたというふうなお答えは毛頭いたさなかつたのであるということを聞きましたので、その程度で私どもの認識と合つておりましたから了解をしたような次第でございます。私どもとしては十七日問何もせずに、ただ遊びに行つておつたというようなことでありますならば、許しがたいことであると思いますが、そうでない報告を受けておりますし、また事実上十七日問行きませんでした個々の問題の処理につきまして、なるほどそれだけの期間を要したものであるというふうな理解をいたしているわけでありま

○伊藤(憲)委員 大塚事務官が十七日間一人事務官を連れて行つて滞在していたということとは、實際医務局の仕事として必要でないことをやっているの事である。これは二百十七名の第一回の首切りに次いで、その後四十何名の首切りをやつたことと関連しているものであるが、こういうことはまつたく理由がない。久下次長はこの前科が厚生省に行つてお伺いしたときに、神奈川の横浜市内にある浩風園という病院で四名の共產黨員の首切りがあり、その中二名が脱党したならば、この二名の首切りを取消した、首切つたこととはななという御返事だつたんですが、こここで公的にお伺いしたいのですが、こういうふうにしてあそこで首切りがなかつたといふと、行われているとすれば、この首切りは無効であると解釈していいかどうか、これをお伺いしたい。

○久下説明員 前回御質問いただきましたお尋ねに対してお答えをいたしましたのは、実は私も問題を狭く考えましておりましたのであります。九月の初めに、終りに、二度にわたりました。国立病院、療養所の行政整理が行われたのであります。ありますが、その場合の私どもの方では、あるいは私どもの方から処理を命じましたものの中にも入つておられないという意味で申し上げたのであります。浩風園という療養所におきましては、お話のように二名の者を本人の希望によつて退職させております。さうと申しますが、本人が願ひ出されたので、依願免の形式で退職していることは事実であります。しがしながら、御指摘のような事実があつたことは、

全然私どもも承知いたしておりました。
○伊藤(憲)委員　それでは清瀬の問題についてお伺いしたいのだが、大塚事務官は湊病院で特高警察官ですらやりかねないようなことをやつて来たのだから。清瀬病院にも大塚事務官が、われわれの知る限りにおいて三回出張している。それは同様の目的をもつて、すなわち警察官を清瀬病院の中に入れて、その警察官の力をもつて患者を強制的に退院せしめるとか、あるいは首切り指令を厚生省が出して、本人たちは受取つていないのだが、俗に言う十一名の首を切られた人たちを出すようなことをやらないかと言つたことに對して、今のところそういうことはないと言つておる。ところが實際には九月の十五日に法務府の特審局第四課の鈴木隆行という課員が来まして、清風会、すなわち清瀬病院の患者自治会であります清風会を解散する目的をもつて、これはもつと明確に言つと、つづす目的をもつて調べに来た、こう言つておるのだ。この男と同行して大塚事務官が、中村事務官も入つていと思つてゐるが、他の厚生事務官を二名帶同して、四名で田無の警察に鈴木特審課員と行つて、そこから電話をかけて、清瀬の自動車と呼ばれて清瀬に入つた事実があるわけです。こういうことを一方にしておいて、この患者の首切りに対しては、たしか九月だつたと思つたのですが、島村喜久治という清瀬病院院長とを聲明したのに対して、隠然または公然たる圧迫を加えて、最近に至つてこのことに対して取消しをして、むしろ院長の名前で、退職指令を出した十一名は院内から立ちのいてもらいたい

というような告示を出しております。しかし同時に今月の末か、今月の初めに、院長の名義で田無警察署に対して、この十一名が不法侵入であるという告発を行つておるのですが、この告発は実は一昨十四日に、清瀬の組合の代表とそれから首を切られた人々の代表が参りまして、これは実は島村院長のいそがやつたのでなしに、島村院長のいそ前で、太田庶務課長に書かせて島村院長に印を押させてこの告発状を出した。従つて厚生委員の皆さんに対しては、ここにあられる堤委員に対してはまた先だつてまで労働党の松谷天光光君が厚生委員でありましたから、松谷天光光君のところに参りまして、実権は、医務局の、殊に久下次長が参謀格に謀格になつてこのことをやらしてやるのだから、厚生委員会の方からこれを取消す措置をやつてもらえば、院長は取消す腹があるから、そういうことをやつてもらいたいということを言つて来ておる。この際、私は久下次長にお願いもし、かつ要請もしたのでありますけれども、この十一名は現在働いてゐる。この十一名がいなくては困ると言つて同僚から引きとめられて働いてゐる人々であつて、何ら暴力的な行為は行つてゐないのは現場に行つて見ればわかるのである。しかしながら七十八條の三項か四項で首を切つたというだけでは理由が成り立たない。だから具体的な理由を提示してもらつたならば、あるいは立ちのくかもわかりません。しかしただ公務員として不適合であるというだけでは理由にならなからい。ちやうどお前はどろ棒をしたから縛るのだと言つて縛られたのでは困ると同じように、どろ棒をしたと言ふか

も、この間清瀬の看護婦を休職にしたのに対して、看護婦五十人が押しかけて、泣いて訴えて、この休職処分を取消した事実がある。こういう実情の中でこれらの人々は働いているのです。そういう実情もくんでもらわなければならぬ。また首切りは事務上さしつかえるからだというようなことを久下次長は言っているが、しかし公務員法によつて首切るとか、新定員法によつて首切るとかいうことは退職金の問題だ。退職金の規定上、公務員法と新定員法とで首切られた場合は違ふ。実際には、清瀬の場合においては、十一名の首を切つておきながら、二十三名の看護婦の雇用を許可している。そうするとこの首切りというものは明らかに政治的になつて来る。そこへ行くとも何も言わない。言わないけれども、党派とか何とかいうことは別箇の問題として、事柄は、医務局の方から事件を挑発するようなことがかつて来ている。現に病院の中に住んでいる人間に對して退去しろとか、出入りしてはいけないとか、そんなことを言つたつてむりな話じゃないか。現に中にいる者を不法侵入だと言つて告訴したのでは、当然法律の上でもんちやくが起きる。もんちやくが起きたときは巡査を動員するという手はずをしている。そういう手はずをしているのに、そういうことはいとぬけ／＼と言つてゐる。久下次長があくまでそう言うならば、私は警察官の中から証人を出していい。警察官もこれは不当であるということを言つてゐるのである。こういう点も公平に考えてください。私は日患同盟の人間ではないから、日患同盟のことは、日患同盟の人のいる前で

堤君はそういう発言をされたいと思ふ。

○堤委員 これは委員会でございますから、私とあなたとの討論になることはいかがかと思ひますからこれ以上は避けます。私は日患同盟の方が、前に聞いてみたいと思ふのですが、いらつしやいませんかの残念に思つております。日患同盟の患者さんがここに來ると言つても、電車賃にしても、晝食の費用にしても大したものですから、患者のためにどうかと考えているのです。だから今度の日曜日にでも見舞いに行きましたらそれを言おうと思つております。あなたが国立病院療養所を全国的に視察してまわつてゐるのではない。私だつて国会閉会中からだの許す限り視察して、まづ黒焦げになつた、食糧だかえさだかわからないような、患者が食へさされれてゐるところの食糧も拜見しておりますし、国立病院系統に働いておる方々の日常の勤務ぶりも拜見し、本省のこれに對する監督に對してもいろいろ意見を持っております。時間が許されませんから言うことを避けますが、そういうことに對しては公平な意見を持つております。私らの常識としては、公務員として守らなければならぬ一つの線があるという意味において、反省さるべき何ものかがあるのではないかという意見も持つておりますから、誤解のないようにしていただきたいと思います。

○荻田委員 ただいまの堤委員の発言は、社会党としての重大な発言だと思いますが、これはいすれ速記録にもなると思ひますから、私はここでは何も言いません。

ただ一つ委員長にお願いしておきたいことは、この委員会に厚生大臣をお呼び願ひたいということです。この委員会では、厚生大臣がお見えにならないのがいつも常識になつており、近ごろではだれも怪しまなくなつておりますけれども、これはひとつどうしても厚生大臣を呼んでいただきたい。厚生行政のことは現在非常に大きな問題になつてゐるのですから、ぜひ親しく厚生大臣を呼んで聞いてみたいと思ひますが、委員長としても毎回厚生大臣の出席を求めていただきたいということをお願いいたします。

○堀川委員長 承知いたしました。

○荻田委員 それからもう一つ委員長にお願いしたいことは、委員長として、委員に對する出席方を警告していただきたいということでありまふ。この委員会はいつも少い委員でやつておるわけでありまふが、民自党は十名以上の委員を持つておいでになるのですから、ほんとうは少くとも五名以上の方がおいでにならないと、委員会の定足数にも足りないわけでありまふ。また民主黨にしてもほとんどおいでにならない。もし與党で厚生委員会に出る方がなければ、野党側に委員をほとんど振り当てていただきたいと思います。

○堀川委員長 それは運営委員会の問題です。

○荻田委員 委員長として、ぜひ委員が出席するようにおとりはからいを願ひたいと思ひます。

○堀川委員長 それはおとりはからいをいたします。

○伊藤(憲)委員 私も一言申し上げておくが、いつもこの委員会に四割くら

いの人間しか出ないということはまことにけしからぬ。これからは定足数に満たなければ、われ／＼は退場して、委員会を開かせないから、そのつもりで招集していただきたいと思ふ。

○堀川委員長 本日はこの程度で散会します。

午前十一時五十一分散会

昭和二十四年十一月二十八日印刷

昭和二十四年十一月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所